

議案第5号

鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和36年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(監督) <u>第4条</u> 略</p> <p>(互助会職員の取扱い) <u>第5条</u> 略</p> <p>(委任) <u>第6条</u> 略</p>	<p>(掛金及び補助金) <u>第4条</u> <u>互助会の事業は、職員の掛金、県の補助金その他の収入によって運営する。</u></p> <p><u>2</u> <u>県は、互助会に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。</u></p> <p>(監督) <u>第5条</u> 略</p> <p>(互助会職員の取扱い) <u>第6条</u> 略</p> <p>(委任) <u>第7条</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。